

父子家庭の方も 児童扶養手当の 支給対象となります



ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、8月1日から父子家庭の父親も児童扶養手当の支給対象となります。児童扶養手当を受給するには、申請（認定請求）が必要です。支給要件や所得制限を確認のうえ、該当する方は11月30日(火)までに手続きしてください。

1度から3度程度の障がいのある子どもは20歳未満(を父が監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます)。
支給要件：父母が離婚、母が死亡、母が生死不明、母が重度の障がい者、その他(母が1年以上遺棄、母が1年以上拘禁など)
支給要件に該当するかどうかについては、ご相談ください。
請求者や子どもが公的年金などを受給している、子どもが日本国内に住所を有しない、子どもが児童福祉施設などに入所している場合は支給できません。

子ども1人の場合：4万1710円から98500円の間
2人以上の加算額 2人目は5000円、3人目以降1人につき3000円
支給月 4月、8月、12月(前月分までをまとめて支給)
申請期間について 児童扶養手当を受給するには申請が必要です。11月30日までに申請すると、次の取り扱いとなります。7月31日までに支給要件に該当している方：11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。
8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方：11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。
11月30日を過ぎると、申請の翌月分からの支給になります。
申請に必要なものは、「申請者(父)名

表 児童扶養手当所得制限限度額表(平成21年中の所得)

扶養親族等の数	申請者		配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	350万円
4人目以降	1人につき38万円を加算		

ほかにも、所得から控除できるものがあります。



4月から「子ども手当」の支給が始まりました。まだ、手続きがお済みでない方は、早めに手続きをお願いいたします。

新規に手続きが必要な方「児童手当」から「子ども手当」に代わったことにより、年齢要件の引き上げや所得制限の廃止が行われ、対象者の範囲が拡大されました。認定請求や額改定請求が必要な方には4月16日付けで通知をお渡ししていますのでご確認ください。9月30日までに請求書が提出されないと、4月分からの支給が受けられなくなりますのでご注意ください。
申請・問合せ
子育て支援課子育て支援係
五日市出張所市民総合窓口係(申請のみ)

引き継がれた方や4月中に転入、出生などの理由で認定請求があった方は6月以降の手当を受給するために現況届の提出が必要となります。届出が必要な方には6月4日付けで通知をお渡ししていますのでご確認ください。ただし、児童手当の対象となっていた子ども以外に中学校2・3年生の子どもがいる方で、額改定請求を行っている場合は、現況届の手続きは必要ありません。
その他届出が必要な方住所、氏名など請求内容に変更がある場合も届出が必要となります。特に出生、転入、転出などの場合は、届出が遅れると支給開始時期が遅くなったり、支給された手当を返還することになりますのでご注意ください。
申請・問合せ
子育て支援課子育て支援係
五日市出張所市民総合窓口係(申請のみ)

市長コラム

No.28

猛暑が続いています。寝苦しい夜を抜けた朝の散歩は、新鮮な空気がいっぱい。でも、秋川沿いの遊歩道は夏草が伸びてしまいましたが、久しぶりに来てみると、きれいに刈り取られて歩きやすくなっていました。ゆっくり歩いて行くと、足元にハネクロトンボが飛んできました。東の空を朝日が昇って行くにつれてだんだんと暑さを感じ始めたとき、突然奇妙な声が聞こえました。それは川原の葦の茂みの中から。歩いて道が近づくと「プオー、プオー」という気持ちの悪い声です。足早にそこを過ぎると、そのいやな声は後ろからついて来るような気がしました。何だろーと思いつつ歩を進め、遊歩道からたんぼ道に降りる

と、そこには早苗が青々と伸びていました。田へ勢いよく水が引かれ、イネが元気に育っている中から、また変な声が聞こえるのです。(どうやら同じ声のようだ。)この声の主はウシガエルではないのかと推測しました。アメリカ産の大きなカエルです。
やがて私は昔の秋川を思い出していました。夏には日の暮れるまで魚取りに夢中になり、夕闇がせまる中、最後の一匹を釣ろうと粘った少年のころの思い出です。誰もいなくなった川原にとてもきれいなカエルの声が聞こえ始めます。そこには小さなカエルガエルの世界が展開されるのでした。今、カエルガエルはどうしているのでしょうか。清流が育む美しかった昔の自然を取り戻す努力が必要な時代にきていると強く感じる今朝の散歩道でした。

白井 孝

あきる野市長

市民表彰 候補者を ご推薦ください



市では、各分野で功績のあった市民の方をあきる野市表彰条例に基づいて、11月3日(水)の表彰式で表彰します。

対象
薦してください。
技能者の模範としてふさわしい方：市内に5年以上居住している満60歳以上の方で、卓越した技能を持ち、市の産業の振興に寄与し、同一職種に30年以上の経験があり、指導的な立場にある方
対象となる職種例：篤職、左官、石工、大工、屋根職、建具職、表具師、畳職、植木職、電気工、板金工、塗装工、配管工、菓子製造工、マッサージ師、和服仕立職、

洋服仕立職など
市民の模範となるような善行をした方
推薦期限 8月13日(金)
推薦方法 お問い合わせください。
その他 表彰は、自治功労表彰(市の自治の振興に寄与し、その功績が顕著な方に対する表彰)と市民表彰(「市行政の推進または産業の振興に」)の功績が顕著な方「市の文化向上または市民の福祉向上に寄与し、その功績が顕著な方」著しい徳行により、

青少年の 善行者を ご推薦 ください



あきる野市青少年顕彰ふるさと委員会では、青少年の善意や親切心を育み、社

市民の模範としてふさわしい方」に対する表彰(「青少年善行表彰式」)を行います。
お近くに対象となる方がいましたら、推薦してください。
対象 市内在住・在学・在勤の25歳未満の青少年の方や青少年団体の主な表彰基準
小さな親切
公共生活への貢献
環境の美化
社会福祉
青少年指導
隣人愛
個人生活の徳行

会に広めていくことを目的に、青少年善行表彰式を行います。
自然と文化財愛護
防犯、防火
人命救助
芸術文化への貢献
スポーツへの貢献
推薦方法 9月3日(金)までに、推薦書(生涯学習推進課で配布)に必要事項を記入し、提出してください。推薦書により審査し、表彰該当者を選考します。
表彰式
日時：11月3日(水) 午後
場所：まほろばホール
申込み・問合せ 生涯学習推進課生涯学習係

安全で 快適な道づくりに ご協力ください



最近、道路沿いの樹木が道路に倒れるなどして、道路交通の妨げになっている

箇所があります。また、庭木の枝葉が道路上に張り出し、信号機や道路標識の視界を遮るなど、人や車の往来に支障を来しています。交通事故を未然に防ぐため、生け垣や樹木などの手入れは、計画的にお願いします。
問合せ 西多摩建設事務所管理課(0428-22-7216)、管理課(管理係直通558-2035)